

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年7月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：パキスタン国アラマ・イクバル通信教育大学教材制作機材整備計画準備調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：パキスタン国アラマ・イクバル通信教育大学教材制作機
材整備計画準備調査（一般競争入札（総合評価落札方式
- ランプサム型））

調達管理番号：26a00258

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 7 月 15 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国アラマ・イクバル通信教育大学教材制作機材整備計画
準備調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年9月から2027年9月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の4%を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度末（2027年2月頃）

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

無償資金協力部 業務第四課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 7 月 21 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 7 月 22 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 7 月 27 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 7 月 31 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 8 月 20 日 10 時 30 分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/TA9GQcZ7SN>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金

額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書(入札価格)

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）×0.3$$

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- １）技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- ２）入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- ３）当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

１ １． 契約書作成及び締結

- （１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （２）速やかに契約書を作成し締結します。
- （３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

１ ２． 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （１）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式５（日本法人確認調書）を技術提案書に添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （２）本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・

施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

13. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を

参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1. (2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書 （案）での該当 条項
1	機材計画調査（対象サイトの選定含む）	第4条（13）
2	発注者の既存事業との連携可能性の検討	第3条（10）
3	技術支援計画の検討、計画策定	第4条（17）
4	事業の運用・維持管理計画の立案：	第4条（16）
5	ジェンダー視点に立った調査・計画：	第4条（8）

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靱化を行うよう留意すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

☒ 同「機材編」（2025年9月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

☒ JICA 不正腐敗防止ガイダンス

☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版

☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版

☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン

☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

（３）計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

☒本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。

（ア）第１回現地調査（Outline Design、以下「OD」という）

- 無償資金協力による機材整備の為の必要な情報収集、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議を行う。
- ODの早い段階にて、コンサルタントによる対象サイト候補11拠点のサイト調査・分析を行い、対象サイト選定にかかる協議・合意を図る。
- 時期は、2026年10月頃を予定している。

（イ）第２回現地調査（Draft Outline Design、以下「DOD」という）

- 報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。
- 時期は、2027年5月頃を予定している。

- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

（ア）初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

（イ）概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

（ウ）概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける。

と。

- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「アラマ・イクバル放送大学機材整備計画」（１９９５ 年）
 - ② 「アラマイクバル放送大学教育設備改善計画」（２００５ 年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等 について確認し、調査の効率化に努める。類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

（６）本業務における地理的な対象範囲

☒別紙１のとおり。

（７）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 想定される事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（２０２２ 年 １ 月）に掲げるもののうち大規模なものには 該当せず、環境への望ましくない影響は小さいと判断されるため、環境カテゴリー「C」に分類される。本調査では、改めてカテゴリー分類を確認する。

（８）調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

☒本業務では当該項目は適用しない。

（９）クラスター事業戦略での本件の位置づけ

☒本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）⁴の「教育」（誰ひとり取り残さない教育改善クラスター）に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との GA 具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は、上記第3条（5）を参照。

（10）発注者の既存事業との連携可能性の検討⁵

☒本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

➤ 想定する既往案件を以下に列挙する。

① 技術協力「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ3（AQAL3）」（2025年～2031年予定）

現在実施中の「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ3（AQAL3）」において、アラマ・イクバル通信教育大学（以下、AIOU という）と共同開発した前期中等教育向け（6～8年生）の「速習型学習プログラム（ALP）」及び開発予定の中期中等教育向け（9、10年生）の ALP（学科科目に加え職業訓練を伴うプログラム）の開発・普及を目指しており、本事業により整備される映像制作用機材等の有効活用や効果的な連携（協働実績を踏まえた連携の発展・スケールアップの可能性含む）が期待される。あわせて、本案件の実施監理・事後監理における効率的な連携体制・可能性についても確認する。

併せて、先方政府及び AIOU においては Global Partnership for Education（以下、「GPE」という）マルチプライヤー資金の動員・活用についても検討が進められており、本事業と AQAL3 との更なる機動的な連携促進・効果発現が求められる。

（11）相手国関係機関の調整

☒本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

➤ 事業実施体制を構成する組織に加え、関係する教育関連省庁・機関も交え調査及び先方政府の予算承認を含む事業の進め方について検討を行うこと。

⁴保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

⁵ 技術協力「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ3」（AQAL3）等の既存事業との連携可能性、効果的かつ具体的な連携方法について、プロポーザルで提案すること。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
- ① 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等（前期中等・中期中等・後期中等教育、高等教育、ノンフォーマル教育、遠隔教育等を含む）、教育統計における本事業の位置づけ、各教育課程（ノンフォーマル教育含む）における就学者数・修了者数等
- ② 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等
- ③ AIOU の教育状況の調査
教育方針・計画やカリキュラム、遠隔・対面型教育の位置づけ・実施状況、教員体制、学生数・卒業生数（男女別、学年別・拠点別、ノンフォーマル教育修了者の入学割合等）等
- ④ AIOU の映像教材・教科書の調査
各種教材・教科書の作成状況、更新頻度、映像教材の視聴・活用状況、教材の保管・管理状況、DX化推進ニーズの有無等

(4) 自然条件調査

☒本業務では当該項目は適用しない。

(5) サイト状況調査

☒機材調達計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

① 既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等

② 設置予定場所状況の調査

搬入経路の確認、設置場所の施設構造物の構造確認、設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電源（安定性及び停電対策含む）、被雷リスク（既存被雷設備、落雷被害状況）、防塵対策の要否、盗難リスク（盗難実績、対策状況等）、付属品・消耗品の保管場所及び使用時の動線確保状況等

③ 障害物の有無

建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等

（６）安全対策にかかる調査

- 本調査対象サイトには、邦人渡航が困難な地域等も含まれることから、現地調査中は JICA の定める安全対策関連規程を遵守の上、JICA パキスタン事務所、在パキスタン日本国大使館等と連携の上安全管理には十分に留意するほか、必要に応じて現地ローカル人材を活用する。
- 計画内容の策定にあたっては、JICA の安全対策ガイダンス等を参考にし、現地の治安状況及び事業実施上の安全対策・リスク等について必要な情報収集を行う。

（７）環境社会配慮にかかる調査

☒本業務では当該項目は適用しない。

（８）ジェンダー視点に立った調査・計画⁶

☒本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、男女別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、男女で異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。
- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。
事業内容に反映するためのステップ
（ア） 社会・ジェンダー分析を行う。
（イ） 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

⁶ パキスタン及びAI0Uにおける男女別の就学率や教育上の課題等を調査・分析した上で、本事業内容にどのようにジェンダーに関する取り組みを反映させるかについて、プロポーザルで提案すること。

- (ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- (エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

③ 具体的な調査項目として以下を含める。

【ジェンダー格差の現状把握】

- ・ AIOU の生徒数・教員数の男女別統計データの収集を行い、ジェンダー格差にかかる状況・課題を把握する。学習機会や学習参加状況に男女差があるかを確認し、その要因を分析する。
- ・ 学習達成度に男女差があるかを確認し、その要因を分析する。

【女性の中等・高等教育アクセスと学習環境】

- ・ 女性の中等・高等教育へのアクセス状況を把握し、アクセスに影響を与える社会的・文化的なジェンダー要因を分析する。
- ・ 教育費用（授業料等）の有無や負担額を確認し、それが女性の教育機会に与える影響を分析する。
- ・ ICT 教育やオンライン学習の機会が、性別にかかわらず公平に提供されているかを確認する。
- ・ 本事業が女性の教育機会の拡大にどの程度貢献するかを確認する。

【女性教員の就業環境・安全性】

- ・ 女性教員が利用しやすい収録スタジオ及び教材制作・編集スペースの設計ニーズを確認するとともに、女性教員の利用促進に向けた対応事項を整理する。
- ・ 女性教員の安全が学校内外で確保されているかを確認し、特に遠隔地における通勤・勤務環境上の課題を把握する。

【ジェンダー主流化の取組状況】

- ・ ジェンダーの視点を取り入れたカリキュラム策定及び教材開発・教材作成が行われているかを確認する。
- ・ AIOU におけるジェンダー課題への対応状況を確認する。

【ジェンダー課題への対応策・指標の検討】

- ・ 特定されたジェンダー課題に対する取組案を検討・策定する。
- ・ ジェンダー課題への対応状況及び事業効果を測定するための指標案を検討・策定する。

(9) 障害配慮に関する検討・計画

☒本業務では当該項目は適用しない。

(10) 気候変動対策案件・生物多様性保全案件としての検討

☒本業務では当該項目は適用しない。

(11) JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

☒JICA サステナビリティ方針への整合性の確認

「JICA サステナビリティ方針」で定める「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施する」との目標を踏まえ、本事業の位置づけを以下の観点で検討する。

現時点で、本事業内容には気候変動対策に関するコンポーネントは含まれていないが、環境に配慮した印刷機・印刷方法（水なし印刷システムや湿し水循環システムの導入、植物油インキの使用など）を選択する場合には、有害な化学物質の発生回避・抑制により環境負荷が低減し、廃液処理の過程等で生じる二酸化炭素の排出削減も期待されることから、気候変動緩和策に資する可能性がある。協力準備調査にて実施機関と協議を行うほか、詳細計画策定調査を通じて、JICA Climate-FIT（緩和版）等を参考に、温室効果ガス（GHG）排出量削減効果の推計を行い、本事業が気候変動対策に資するか検証する。

(12) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
- 基本的に日本調達とし、日本又は当国で調達困難な場合、第三国調達とすることを検討。運営・維持管理に問題のない範囲にて、可能な限り日本製機材の可能性を追求する。
 - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
 - ③ 法・規則等などによる輸入品の調達制限の有無の確認
 - ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(13) 機材計画調査（対象サイトの選定含む）⁷

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 機材計画については、対象施設の役割・現状と課題、供与機材の活用計画等を確認しつつ、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力を見極め、適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう、協力機材品目・スペック・数量（日本製機材の可能性含む）の設定を行う。
- その際、AIOU の教育方針・計画やカリキュラム（遠隔・対面型教育の位置づけ、

⁷ 効果的・効率的な機材計画策定方法、対象キャンパス選定の優先順位・選定基準、現地ローカル人材の活用も含めた効果的な調査方法（サイト調査回数・方法等）等について、プロポーザルで提案すること。

DX化推進ニーズの有無含む)、具体的な教材の活用・管理方法及び教材配布フロー等も含めて確認の上で、調査の結果に基づき供与する機材が、既存機材の単純な更新ではなく、遠隔教育教材の質及び教材制作の能力向上に寄与するよう考慮する。また効率的な事後監理の観点から、アフターサービス体制やスペアパーツ調達体制、現地言語でのマニュアル整備等の可能性についても検討するほか、日本裨益・ビジビリティの観点も考慮し支援内容に反映されるよう工夫を行う。

(例) 戦略的な広報展開、供与機材への日章旗マーク貼付のほか、供与機材を活用した AIOU 向け JICA チェアのコンテンツ・映像教材制作等についても検討中。

- 対象サイトについては、イスラマバード・本キャンパスのほか、AIOU から提案された 11 拠点のうち（以下表をご参考）、本調査を通じて拠点数の妥当性を確認した上で、6 サイト程度を選定予定。対象地方キャンパスの優先順位・選定基準については、OD の早い段階において先方政府側と協議・合意する。安全対策にも留意しつつ、本事業の開発効果及び長期的な活用・維持管理、文化・言語的必要性等を考慮の上で、十分に確認・検討する。

【対象地方キャンパス候補案】

州	AIOU 拠点	安全レベル	本邦及び第三国からの渡航者	現地人材
バロチスタン州	Quetta	4	安全管理部長承認	在外拠点長承認
KP 州	Peshawar	4	禁止	在外拠点長承認
パンジャブ州	Dera Ghazi Khan	2	在外拠点長承認	渡航可能
	Rahim Yar Khan	2	在外拠点長承認	渡航可能
	Multan	2	在外拠点長承認	渡航可能
	Bahawalpur	2	在外拠点長承認	渡航可能
	Lahore	2	在外拠点長承認	渡航可能
シンド州	Mithi	2	安全管理部長承認	渡航可能
	Moro	2	安全管理部長承認 (防弾車)	渡航可能
	Thatta	2	安全管理部長承認	渡航可能
	Karachi	2	安全管理部長承認 (防弾車)	渡航可能

- 先方政府から提出されているロングリストを参考にしつつ、協力内容の絞り込みにおける優先度・クライテリアを確認し、調査及び協議結果を踏まえて先方政府

関係者と合意する。

(14) 基本計画の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。

(15) 施工・据付計画の立案

☒以下の施工・据付計画について検討・作成する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画
- ⑥ 実施工程
- ⑦ 据付計画

(16) 事業の維持管理計画の立案⁸

- 本事業の供与機材に関する維持管理について、AIOU が長期的かつ効果的に対象機材を運用・維持管理するために必要な人的リソース・技術力・財政状況等を調査する。
- イスラマバード・本キャンパス及び地方キャンパスそれぞれにおける維持管理業務の実施体制・方法を確認し、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理するほか、財務状況や事業の維持管理費・更新費用を含む年度ごとの予算計画（AIOU 寄付金の活用可能性含む）についても調査・確認する。

(17) 技術支援計画の検討、計画策定⁹

☒本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては、ソフトコンポーネント・ガイドラインに基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成

⁸ 本事業の供与機材に関する運用・維持管理について、AIOUの運用維持管理体制や数年単位での運用維持管理計画を確認・策定する等、効果的かつ現実的な計画立案方法について、プロポーザルで提案すること

⁹ ソフトコンポーネント計画策定において、供与機材の運営維持管理のための技術支援だけでなく、効果的な技術支援計画について、プロポーザルで提案すること。

し、発注者の承諾を得る。また、同ソフトコンポーネント計画においては、供与機材の運用維持管理のための技術支援だけにとどまらず、技術協力「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ3（AQAL3）」等既存事業との連携・相乗効果発現を念頭に、AI0Uで作成する教科書及び映像教材制作の技術支援・改善、プラットフォーム最適化等を含める可能性についても検討する。

- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

（18）施工時の工事安全及び労働衛生対策に関する検討

☒本業務では当該項目は適用しない。

（19）内部照査の実施

☒本業務では当該項目は適用しない。

（20）相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力学スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項¹⁰（用地確保、便宜供与、安定的な供給電源、機材設置スペース及び搬入経路確保、機材整備後の活動計画立案、PC-1を含む国内での登録・許可手続き、運営・維持管理要員及び予算確保、道路インフラ・交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

（21）免税情報の収集・整理

☒本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目¹¹を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。

¹⁰ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてG/Aに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国側負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

¹¹ 無償資金協力事業では免税が原則である。

- 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
 - 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
 - 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
 - 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（２２）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（２３）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する¹²。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（２４）想定される事業リスクの検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。

¹² 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(25) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。
- 特に AI0U における遠隔教材の制作・活用実績を効果的・確実に把握できるバックデータのアクセシビリティ、体制等も確認の上、効果的に事業効果の評価・モニタリングが可能な定量的指標について確認・検討する。

(26) 事業概要の本邦企業への説明

☒本業務では当該項目は適用しない。

(27) 業務進捗報告書の作成

- 調査の中間報告として、業務進捗報告書を取り纏め作成する。

(28) 協力準備調査報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(29) 協力準備調査報告書（案）の説明

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。
- なお、事業計画、設計、相手国負担事項等は基本的に D0D 調査派遣前までに遠隔会議等を通じて相手国側と十分に協議の上で合意形成する。事業費が不足する場

合の対策についても可能な範囲で協議する。相手国側との協議の状況は JICA に報告する。

(30) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹³も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第5条 成果品

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	英語	電子データ	
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	

¹³ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 ¹⁴ の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
業務進捗報告書	2027 年 2 月末	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書 （先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3 部
		英語	CD-R	3 部
協力準備調査報告書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3 部
		日本語	製本	2 部
		英語	CD-R	3 部
		英語	製本	2 部
概略事業費積算内訳書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
機材仕様書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
		英語	電子データ	
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

（２）インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

（３）概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等

¹⁴ Project Monitoring Report (PMR)

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報¹⁵の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたものの。

第6条 再委託

☒本業務では、現地再委託の実施を想定していない¹⁶。

第7条 機材の調達

☒本業務では、機材調達の実施を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

¹⁵ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

¹⁶ 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

1. 基本情報

- (1) 国名：パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：イスラマバード首都圏、パンジャブ州、シンド州、ハイバル・パフトゥンハー州（KP 州）、バロチスタン州
- (3) 案件名：アラマ・イクバル通信教育大学教材制作機材整備計画（The Project for the Improvement of Educational Material Production Equipment at Allama Iqbal Open University）
- (4) 事業の要約：アラマ・イクバル通信教育大学に対して、遠隔教育教材の制作に必要な機材（映像教材制作機材・カラー印刷機）を整備するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パキスタンは世界第 5 位の人口である 2 億 5,520 万人を擁し、うち 32%は 10～24 歳の若年層が占めている（国連人口基金、2025 年）。豊富な人口を生かし持続的な成長を達成するには、その基盤として、人的資本が形成・蓄積されていく必要がある。しかし、就学年齢人口の 35%にあたる 2,515 万人は不就学であり、識字率（15 歳以上）は 58%と世界で最も低いグループに属し、男性が 66%であるのに対し女性は 49%と男女格差も大きい（連邦教育職業訓練省、2025 年）。「パキスタン国家教育政策 2017-2025」（以下、「政策」という。）では、人間開発指数が 147 位で、人口の 52%が多次元的貧困の社会経済的困難を乗り越えるため、教育の普及や技能労働者の育成が不可欠であると見解を示している。

不就学の背景には、教室数・教員数の不足や学校教育の質、学校運営上の課題等、教育提供者側の要因に加え、通学可能な範囲に学校が存在しない等の地理的要因、若年労働による時間的制約、教育に対する家庭内での価値観等の文化的要因が複合的に関係している。不就学への対応として、連邦教育職業訓練省（以下、「訓練省」という。）は、ノンフォーマル教育通じた基礎教育及び成人識字教育の普及を掲げてきた。2024 年 5 月に宣言された「教育の緊急事態」や次期国家教育政策において、不就学人口の削減が最優先課題とされているとともに、ノンフォーマル教育が主要なアプローチとして位置づけられている。ノンフォーマル教育は、様々な事情で正規の学校教育を受けられない人々に柔軟な学習機会と正規の卒業資格を提供するものであり、我が国は、これまで技術協力を通じて、初等教育（1～5 年生相当）から前期中等教育課程（6～8 年生相当）の速習型学習プログラムを開発し、パキスタン内の普及に貢献してきた。

しかし、ノンフォーマル教育で前期中等教育課程を修了した生徒は、中期・後期中等教育課程（9 年生～12 年生相当）以降においても、通学等の制約により一般の学校に進学できないことも多く、継続的な学習機会の提供が課題になっている。かかる課題に対し、パキスタン最大の通信大学であるアラマ・イクバル通信教育大学（Allama Iqbal Open University: AI OU）では、大学教育に加え、中期中等教育課程（9～10 年生相当）、後期中等教育課程（11～12 年生相当）の通信制授業を提供し、48 の地方キャンパスと 500 以上のスタディセンターで対面での学習サポートを併用する等、大きな役割を果たしている。ま

た、AIOU は遠隔で職業訓練提供を行う方針が示されており、同国の技術者育成にも貢献している。更に、学生・生徒数は 2020 年の 115 万人から 2024 年には 127 万人となっており、今後も増加が見込まれていることに加え、在籍生のうち半数以上を女性が占め、女性への教育機会提供にも貢献している。

一方、通信制の教育では、効率的かつ効果的に学習するために、あらゆる生徒が理解しやすいような質の高い教材を導入する必要があるが、AIOU が現在保有する教材作成機材が不十分であることから、十分な数と質を確保できない状況である。映像教材作成に関しては、撮影・編集機材が老朽化しており、オンライン視聴を前提とする多数の動画教材を制作できず、解像度や掲載するオンライン・プラットフォームとの互換性にも課題を抱えている。また、大学で所有している印刷機はモノクロ用のみであり、多くの教材はモノクロのみで作成される。カラーで作成された教材についてもモノクロで印刷せざるを得ず、視認性や理解促進の観点から質の高い教材作成が困難となっている。

「アラマ・イクバル通信教育大学教材制作機材整備計画」（以下、「本事業」という。）は、AIOU に対し、質の高い遠隔教育教材を効率的に作成するための機材（映像教材制作機材・カラー印刷機等）を整備し、遠隔教育の普及拡大を通じた不就学人口の削減を図るものであり、同国の開発課題及び教育政策と合致し、優先度の高い事業として位置づけられている。

（２）教育セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

対パキスタン・イスラム共和国国別開発協力方針（2023 年 9 月）では、重点分野「人的資本への投資と社会サービスの拡充を通じた人間の安全保障の確保と社会の強靱化」の中で「教育へのアクセス向上と質の改善」及び「女性・若年層の経済活動への参加」が掲げられている。また、対パキスタン・イスラム共和国 JICA 国別分析ペーパー（2022 年 10 月）においても、今後特に若年層の増加が見込まれる農村部における若年層の経済活動や教育への参加促進が課題と分析している。更に、JICA の教育協力の重点分野「誰ひとり取り残さない教育改善」では、脆弱層に分類される子どもの個別の教育ニーズを特定し、それを充足する「個別アプローチ」を各国で開発・実践する方針を掲げており、全世界で 2.5 億人以上いる不就学児童の約 1 割を抱えるパキスタンを重点国としている。本事業はこれら方針・分析に合致する。

（３）他の援助機関の対応

UNICEF は、2022 年よりデジタル遠隔教育支援「Learning Passport」を実施している Microsoft 社と EdTech 企業との協働により、スマートフォンやタブレットで使用するアプリケーションを開発し、前期中等教育レベルの教育コンテンツを公開している。世界銀行は、2020 年～2022 年に「COVID-19 Response, Recovery and Resilience in Education Project」を実施し、2020 年に訓練省が開始した初等・中等教育レベル（1～12 年生）向けの教育テレビ番組の補助教材（ラジオ、印刷教材、アプリ等）作成支援、遠隔地の子供たちへのタブレットや印刷教材の配布を行った。これら他機関の支援と本事業は重複しない。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、パキスタン政府の開発課題・政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析にも合致し、遠隔教育教材制作機材の拡充を通じてパキスタンの教育アクセス率の向上を目

指すとともに、ジェンダー間格差の是正に寄与するものであり、SDGs ゴール 4、ゴール 5 に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、アラマ・イクバル通信教育大学（AIOU）において、遠隔教育教材の作成機材（映像教材制作用機材・カラー印刷機）を整備することにより、教材の質及び教材制作の効率性の改善を図り、もって遠隔教育の普及拡大を通じた同国の不就学人口の削減に寄与するもの。

② 事業内容（詳細は協力準備調査で検討する）

ア) 施設、機材等の内容：

【機材】

イスラマバード・本キャンパス：映像教材制作用機材（ビデオカメラ、マイクロフォンキット、照明装置、オーディオミキサー、制作・編集用ワークステーション、データ編集ソフト、PC 等）、カラー印刷機

地方キャンパス（※）：映像教材制作用機材（ビデオカメラ、マイクロフォンキット、簡易照明装置、PC 等）

※協力準備調査を通じて対象 4 州の地方キャンパスから 6 拠点を選定予定。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、調達監理。ソフトコンポーネントとして、映像教材制作にかかる技術支援等。

ウ) 調達・施工方法

基本的に日本調達とし、日本又は当国で調達困難な機材は第三国調達とすることを検討する。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

AIOU の学生及び生徒（約 127 万人）、特に中期・後期中等の生徒（約 46 万 5,000 人）

④ 他の JICA 事業との関係

AIOU 向け支援としては、無償資金協力「アラマ・イクバル放送大学教育設備改善計画」（2005 年 E/N）では番組制作・教材開発用機材、教材印刷用機材及び視聴覚機材を整備しているが、遠隔教育のデジタル化や学生数の年々の増加に伴い、これらの機材の更新が必要となっている。一方、同学の運営費の 9 割は受講費等の収入で賄われているが、大学理念としてより多くの脆弱層にも安価に教育を提供することを掲げているため、常に受講費を安価に抑える努力を行っている。このため、運営費の 1 割にあたる政府補助金を含めても、機材の刷新費用を自己資金で確保することは困難である。

また、JICA はノンフォーマル教育分野の技術協力「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ 2」（2021～2025 年）を通じ、「前期中等・職業訓練速習型プログラム」を AIOU と共同開発し、同プロジェクトのフェーズ 3（2025～2031 年）では、「中期中等・職業訓練速習型プログラム」を共同開発予定である。これらの教育プログラムは AIOU による全国展開が計画されており、教材作成にあたっては本事業で整備する機材を活用す

る想定である。

(2) 事業実施体制

- ① 事業実施機関／実施体制：連邦教育職業訓練省 (Ministry of Federal Education and Professional Training)、アラマ・イクバル通信教育大学 (Allama Iqbal Open University: AI OU)
- ② 他機関との連携・役割分担：特になし。
- ③ 運営／維持管理体制：AI OU が維持管理を行う。具体的な維持管理体制は協力準備調査において詳細確認する。

(3) 安全対策：調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。その際、JICA 事務所配置の安全対策アドバイザーの活用を予定。本事業に関連する活動は JICA 国別安全対策措置に従って調査を実施する。JICA 安全対策措置にて邦人専門家の渡航が禁止・または渡航が制限されている地域で活動を行う場合は、別途安全管理部が規定する範囲で現地人材のみが渡航し、活動を行う。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

(5) 横断的事項：

① ジェンダー分類：

【確認中】☒GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由>協力準備調査にて、女性教員にも使いやすい収録スタジオ及び制作編集スペースの設計の検討や女性の教育機会提供への貢献度の確認、ジェンダーの視点に立ったカリキュラム策定や教材作成 がなされているか等、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。

② 気候変動・生物多様性：本事業は、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と矛盾がないものである。

③ その他：特になし。

(6) 特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2025 年実績値)	目標値 (2032 年) 【事業完成 3 年後】
AI OU における映像教材の視聴学生・生徒数 (人)	122, 000	1, 000, 000
AI OU による中期中等・後期中等教育課程向け映像教材の年間作成数 (本／年)	24	300

※目標値の妥当性は協力準備調査で精査予定であり、変更の可能性あり。

(2) 定性的効果

学生・生徒の学習に対する意識や理解度向上、不就学人口の削減

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インド向け無償資金協力「インディラ・ガンディー国立放送大学教材制作センター整備計画」(評価年度：2016 年度) の事後評価等では、調達機材に不具合が発生した際に、修理

可能な代理店が国内になく修理に時間を要したことが指摘された。調達機材を選定する際には、実施機関にアフターサービスを提供できる、メーカー代理店もしくは十分な技術力を備えた専門業者が現地にいることを確認する必要があるとの教訓を得ている。本事業では、これら教訓を生かし、可能な限り現地アフターサービスの提供可能な機材を選定し、そのような機材を選定できない場合は、協力準備調査において予め対策を検討する。

以 上

[別紙資料] アラマ・イクバル通信教育大学教材制作機材整備計画 環境社会配慮

[別添資料] アラマ・イクバル通信教育大学教材制作機材整備計画 地図

アラマ・イクバル通信教育大学教材制作機材整備計画 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以 上

アラマ・イクバル通信教育大学教材制作機材整備計画 地図

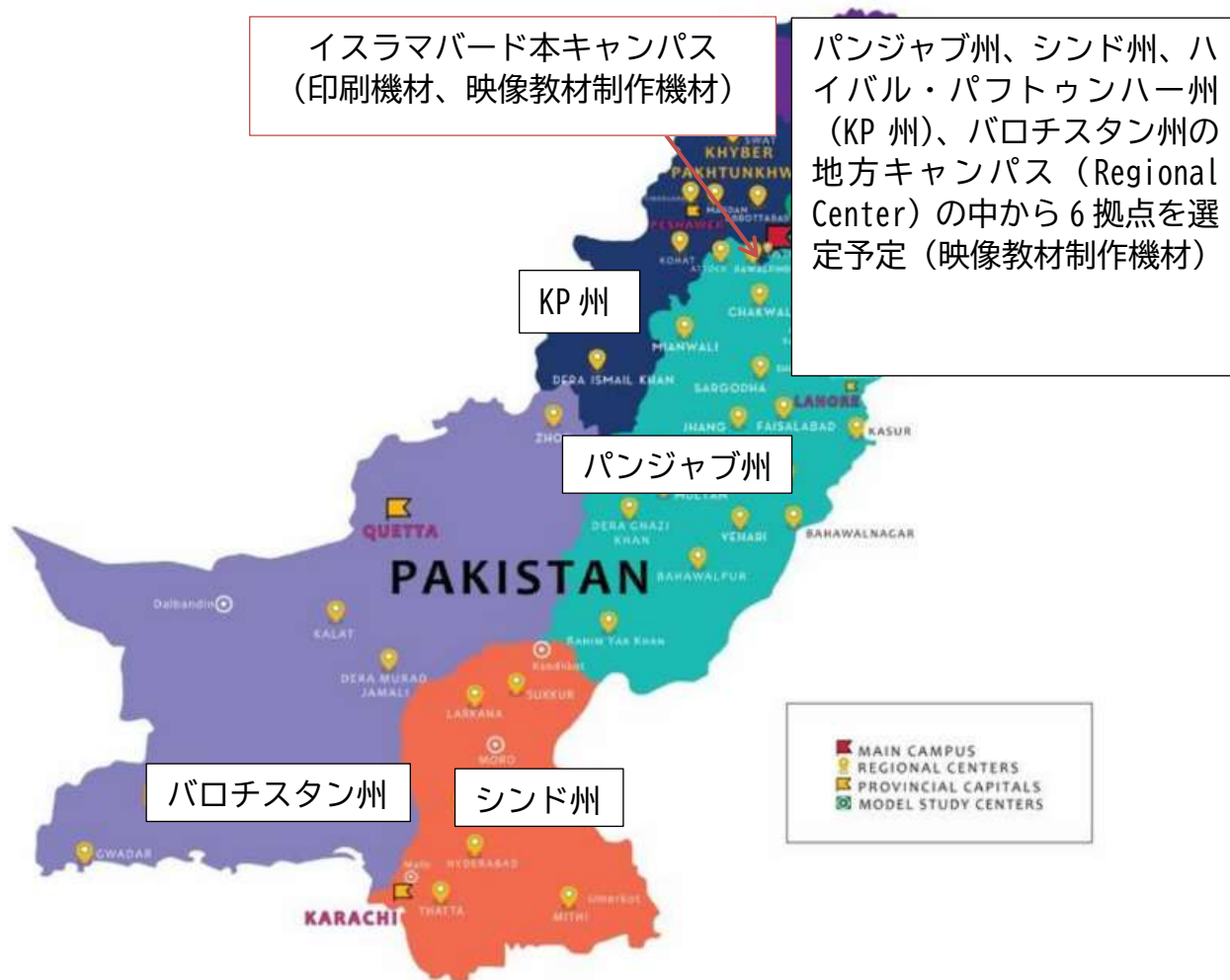


Figure 1: Map of Regional Network

出典：AIOU 提供資料より JICA 作成

【免責条項】

免責：本地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICA の見解を示すものではありません。

Disclaimer: This map is only for illustrative purposes and does not imply any opinion of JICA on the legal status of any country or territory, the border line of any country or territory or its demarcation, or the geographic names.

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 8. 84人月

(現地渡航回数：延べ4回)

業務従事者構成の検討に当たっては、教育機材計画・調達の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(2号))】

1) 対象国及び類似地域：パキスタン国及び全途上国

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の

分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 専門家業務完了報告書（パキスタン教育政策アドバイザー）

２）公開資料

- アラマ・イクバル公開大学機材整備計画基本設計調査報告書
([JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)](#))
- アラマ・イクバル放送大学教育設備改善計画基本設計調査報告書
([JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)](#))
- オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ 3 (AQAL3) 事業事前評価表
([2025_202312086_1_s.pdf](#))
- Global Partnership for Education (GPE) マルチプライヤー
([GPE Multiplier | Global Partnership for Education](#))

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 ※CP との間では英語可です。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：教育関連機材（特に遠隔教育機材）に係る各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I.

1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

☐ 本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料

の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2